

牟岐町ジビエ活用促進のための地域おこし協力隊募集要項

徳島県の県南、海部郡に位置する牟岐町^{むぎちょう}は、四国の右下、黒潮洗う「室戸・阿南海岸国立公園」のほぼ中心にあり、沖合には真冬にエンドウが実を結ぶ温暖な出羽島^{てぼじま}、磯釣りのメッカ牟岐大島・津島を保有する温暖な気候に育まれた自然豊かな町です。

総面積 56.62 km²の 87% は山地で、町のほぼ全域が牟岐川及び内妻川の流域に含まれます。海部郡の中心として発展してきた牟岐町も若者の人口流出が続き、昭和期に 1 万数千を数えた人口も、現在では約 3,700 人と激減し、現在も少子高齢化が年々進行しています。

そのような状況の中で、牟岐町では農作物等への被害防止対策として捕獲した有害鳥獣（シカ、イノシシ）を地域資源として活用し、農林業者・猟師の活動支援、地域活性化に繋がられないかという思いから、令和 4 年 3 月にジビエ処理加工施設を建設し、同年 9 月より gibier lab 匠として本格的に稼働させています。

そこで、施設運営者の「牟岐町ジビエ部会」と連携し、有害鳥獣による農作物の被害減少と捕獲した野生鳥獣（シカ、イノシシ）のさらなる利活用推進、新たな目線でのジビエ事業の発展と観光分野の活性化を図ることを目的に、「地域おこし協力隊」の隊員を募集します。

1 募集人数

1 名

2 応募資格

次の(1)～(7)の要件を全て満たす方とします。

- (1) 総務省が定める 3 大都市圏又は都市地域（過疎・山村・離島・半島等の地域に該当しない市町村）に在住し、採用決定後、牟岐町に生活拠点を移し、かつ、住民票を異動できる方
- (2) 心身ともに健康で、意欲と情熱を持って積極的にジビエ活用促進活動に参加できる方
- (3) 自ら地域の事業者等とコミュニケーションを図りつつ、現状の課題抽出を行い、問題意識をもって活動できる方
- (4) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も、牟岐町に定住し、起業又は就業しようとする意欲を持つ方
- (5) 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転できる方（AT 限定可）
- (6) パソコンの基本操作（ワード及びエクセルによる文書作成・表計算等やメール、インターネットなど）ができる方
- (7) 次の①～④に該当しない方（地方公務員法第 16 条の欠格条項）
 - ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの方

- ② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 活動地域及び勤務地

(1) 活動地域

牟岐町全域

(2) 勤務地

牟岐町河内地域活性化センター（徳島県海部郡牟岐町大字河内 290）

* 上記は主たる勤務地であり、活動内容等に応じて町内各所（ジビエ処理加工施設等）にて勤務、活動します。

4 活動内容等

農業被害防止のための有害鳥獣の調査及び、下記の活動（業務）とします。

なお、活動が多岐にわたるため、業務内容、業務バランス等は適性を見ながら随時協議し、調整等を行います。

(1) 農業被害防止のための有害鳥獣捕獲、追い払い、調査研究等

- ・ 狩猟免許の取得（わな猟） * 銃猟は業務対象外。個人的に取得は可。
- ・ 有害鳥獣捕獲 * 免許取得及び、狩猟者登録後より
- ・ 被害通報に基づく、追い払い、捕獲対応 * 捕獲は免許取得後
- ・ 有害鳥獣による農作物被害等の調査
（農家等への被害調査を実施し、町内における農作物被害の実態解明及び継続的な調査が可能となる仕組みづくり）
- ・ 有害鳥獣対策の調査研究
（捕獲場所や被害通報等の情報に基づき、有害鳥獣の動向等を分析するとともに有効な被害防止対策等の検討、実施、検証）

(2) 都市部等で行うジビエ等地域資源の販売促進及びPR活動

- ・ 牟岐町ジビエ部会と連携し、ジビエの広報、販売促進、販路開拓、PR活動を実施（牟岐町産ジビエの特性（強み）等を把握し、有効なPR、販促方法の検討）

(3) 鹿、猪の解体、精肉作業

- ・鹿、猪の処理、解体講習の受講 * 受講必須（施設への搬入、解体、精肉に必要）
- ・ジビエ処理加工施設において、鹿、猪の解体及び精肉作業 * 解体補助から開始

(4) 猟友会員が捕獲した鹿、猪等の処理及び施設へ運搬作業

- ・猟友会員が捕獲した鹿、猪の処理の補助
- ・猟友会員が捕獲した鹿、猪のジビエ施設への運搬作業 * 運搬補助から開始

(5) gibier lab 匠(ジビエ加工処理施設)の企画・運営・事務

- ・ジビエ処理加工施設の運営、事務等 * 補助から開始
- ・牟岐町ジビエ部会での各種イベントの企画及びイベント運営

(6) ジビエの普及、情報発信、商品開発

- ・ジビエの認知度向上のための情報発信、活動の実施
- ・ジビエ肉を活用した商品開発
- ・ジビエと地域資源（実生柚子、海産物等）を活用した商品開発

(7) その他

上記の業務を通して、「牟岐町ジビエ部会」を引き継げるような、技術、知識を習得していただくとともに、将来的には協力隊員の任期終了後に、牟岐町ジビエ部会等と継続的に連携しながら、新たなジビエ事業の展開や起業をしていただければと考えています。

5 活動スケジュールイメージ

(1) 一週間の活動スケジュールイメージ

- 月曜日 農作物被害、鳥獣対策の調査研究
- 火曜日 農作物被害、鳥獣対策の調査研究
- 水曜日 情報収集、情報発信、販路拡大等に向けた研究、特産品開発
- 木曜日 情報収集、情報発信、販路拡大等に向けた研究、特産品開発
- 金曜日 自由研究、研鑽
- 土曜日 休日
- 日曜日 休日

（* 随時、牟岐町ジビエ部会の事務補助及び、有害鳥獣捕獲、解体等を実施。）

(2) 年次計画イメージ

- 1 年目：有害鳥獣被害対策に関する活動、牟岐町ジビエ部会の現状分析、研修（知識・技術）、狩猟免許（わな猟）の取得、処理・解体講習の受講
- 2 年目：有害鳥獣被害対策に関する活動、研修の継続、新商品の開発、ジビエの販路拡大・販促活動、有害鳥獣の捕獲・解体
- 3 年目：新商品の開発、任期終了後の自立経営、起業等に向けた研修（技術・知識）及び準備

6 任用形態及び任用期間

任用形態は牟岐町会計年度任用職員（パートタイム）として町長が任用します。

任用期間は、初年度は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までです。

（任用開始日については採用決定後に相談可。）

- * 任用期間は 3 年間（概ね 1 年以上 3 年以内）まで延長を行う場合があります。ただし、毎年 3 月末に報告会等を行い、継続採用について判断します。

7 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間

1 日 6 時間 45 分、月曜日から金曜日までの週 5 日以内勤務を基本とする。

午前 8 時 30 分から午後 4 時 15 分（昼休憩 1 時間含む）の勤務を基本とする。

* イベント等により、休日及び勤務時間外等に勤務することも想定されます。

その場合は、原則勤務時間内での振替対応となります。

(2) 週休日及び休日

土曜日及び日曜日、祝日法による休日。

年末年始休暇 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで。

(3) 給与等

月額 166,600 円 * 社会保険料等自己負担分含む

(4) 有給休暇等

有給休暇及び特別休暇については、牟岐町会計年度任用職員に関する規則等の定めるところによる。

- ① 年次有給休暇 1 年あたり 20 日
- ② 特別休暇（夏季休暇、忌引休暇等）

(5) 保険等

社会保険（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入。

(6) その他待遇

- ① 任用期間中の住居は、牟岐町内の空き家、又は民間の賃貸借物件の紹介を町が行うとともに、家賃は町が負担します。
- ② 活動に使用するパソコン、自動車（公用車）は必要に応じて町が用意します。ただし、活動以外（私用等）で使用する自動車等は各自で手配してください。
- ③ その他、活動に必要となる経費（旅費、燃料代、狩猟免許取得費用、道具、消耗品等）は町が負担します。
- ④ 住居の光熱水費、社会保険料、その他活動以外に係る費用は個人負担です。

(7) 兼業(副業)等

任期終了後の自立等に向けた兼業（副業）は、勤務時間外及び休日において、業務に支障のない範囲で可能とします。ただし、兼業（副業）をする場合は町長に届け出る必要があります。

*有害鳥獣捕獲奨励金等を受ける場合も、兼業(副業)の届出を提出していただきます。

8 応募方法等

(1) 応募方法

次の①、②の書類を「10 応募・お問い合わせ先」に持参・郵送・電子メールのいずれかの方法により、提出してください。

① 履歴書

市販の履歴書等に必要事項を記入の上、提出日から3か月以内に撮影した写真を添付してください。免許、資格等は活動内容にかかわらずできる限り記入してください。

② 自己アピール(A4サイズ2枚以内・書式不問)

自己アピール（資格技能等）及び、「4 活動内容等」に対する意気込みや地域おこし協力隊としての活動での目標等を自由に記載してください。

*なお、提出書類については、必ず申込者本人が作成するとともに、手書きによる場合はボールペンで記入してください。

(2) 募集期間

令和6年2月22日（木）～令和6年3月15日（金）

*随時、選考・審査を行いますので、上記の期間中であっても募集を締め切る場合があります。

9 選考方法等

(1) 第1次審査（書類審査）

随時、審査を実施し、書類審査の上、結果を応募者全員に書面で通知します。

合格者については、併せて電話等で連絡しますので、日中に連絡のとれる電話番号を履歴書等にご記入ください。

(2) 第2次審査（面接審査）

第1次審査合格者を対象に、面接試験を実施します。（WEB面接も相談可）

日時、場所等は第1次選考結果通知でお知らせします。

面接試験に係る経費（交通費等）は、全て応募者負担となります。

10 応募・お問い合わせ先

〒775-8570

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4

牟岐町役場 企画政策課

TEL：0884-72-3420 FAX：0884-72-2716

E-mail：mugikikaku@mugi.i-tokushima.jp

11 参考動画等

① 牟岐町PR動画

<https://youtu.be/626cvDWqhJg>



② 狩猟の魅力PR動画「阿波の狩人たち～森の命と共に生きる」

<https://youtu.be/ViQIG71Uc7g>

